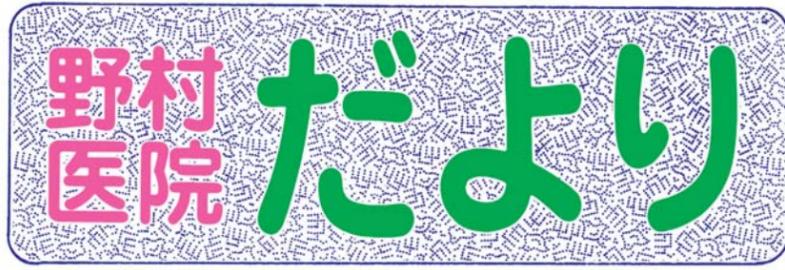


〈野村医院の3つの願い〉

- ☆医療と福祉を充実させましょう
- ☆公害をなくしましょう
- ☆核兵器をなくし平和を守りましょう



医療法人社団 秀和会
 発行所 野村医院
 〒660-0823
 尼崎市大物町1-9-25
 TEL 06-6481-4207
 FAX 06-6401-6392
<http://www.shuwakai-nomura.or.jp/>
 発行人 平野 学



210号(2006年4月1日号)カラー開始

野村医院だより300号の歩み



200号(2005年6月1日号)



創刊号(1988年10月1日号)

みなさんと共に歩んで25年。野村医院だよりは300号を迎えることができました。これからもご愛読いただきますようよろしくお願い致します。

公害健康被害補償法の財源は、自動車重量税が二〇％、企業(ばい)煙発生施設等設置者)への賦課金八〇％で賄われています。税金の使い方を決める与党(自民党、公明党)の税制調査会が二〇一三年度(平成二十五年)度、税制改正大綱を決めました。自動車にかかると税金のうち、自動車取得税は廃止(二〇一五年)、自動車重量税は「存続」になりました。これに対し自動車工業会は「自動車重量税の廃止先送りは残念、二〇一四年度での抜本改革を要求する」と表明しています。

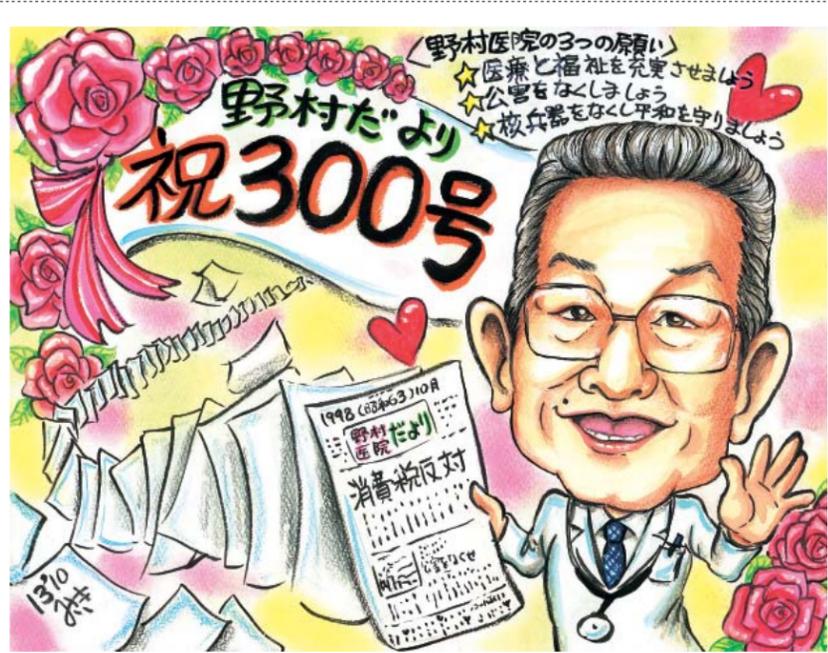
今後の税制改革の動向によっては、自動車重量税の廃止が打ち出される可能性があります。そうなれば当然企業への賦課金の廃止の話も持ち上がるでしょう。その場合、公害健康被害補償法の財源は、自動車重量税が二〇％、企業(ばい)煙発生施設等設置者)への賦課金八〇％で賄われています。税金の使い方を決める与党(自民党、公明党)の税制調査会が二〇一三年度(平成二十五年)度、税制改正大綱を決めました。自動車にかかると税金のうち、自動車取得税は廃止(二〇一五年)、自動車重量税は「存続」になりました。これに対し自動車工業会は「自動車重量税の廃止先送りは残念、二〇一四年度での抜本改革を要求する」と表明しています。

今後の公害健康被害補償法の財源問題の動向について

理事長 檜垣 一行

公害健康被害補償法の補償費や療養手当が支払われなくなる可能性があり、公害患者さんの生活そのものに支障をきたすこととなります。一方で公害患者さんは高齢化が進み、疾病等でお亡くなりになられる方も増えてきており年々減少傾向にあります。公害患者の会の活動が弱くなればその狙いを撃ちこられることばざらです。今年六月十三日に尼崎公害訴訟協議が終結しましたが、まだまだ予断を許さない状況です。今こそ尼崎公害患者・家族の会に未加入の方、一人でも多くの方に加入して頂き共に活動することをお勧めします。

知ってください公害認定患者のこと
 全国公害患者の会連合会 一部抜粋



地域と共に25年発行

みさき漁

ふれあい

野村医院だよりは今号をもって三〇〇号になります。創刊は一九八八(昭和六三)年十月です。当時は野村和夫先生が大活躍の時代です。先生は、患者の皆さんをはじめ多くの方々と情報を共有し交流したいとして、毎月一回発行しますと宣言しておられます。二十五年間も継続できたことに誇りに感じますし、そしてこれからも野村先生の遺志を継承して飛躍していきたく思います。その為には、読まれたら、色々意見や注文を出していただきたいと思います。改めて、患者・利用者の方々と共に歩くことの大切さを再認識させられています。さて、創刊号の一面は「消費税、私たちが反対です」。(赤ちゃんからお年寄りまで大増税)とも副題がついています。実は、我が国において消費税が導入されたのは、一九八九(平成一)年四月です。当初は三〇％でした。野村医院だより発行の背景には、こういう世の中の動きにきちんと意見表明したいという決意があったと推測します。今、来年の四月から消費税は八％にアップされる状況です。創刊号に掲載の通り、安心して生活できる平和な世の中の実現のため、ともにがんばりましょう。(S・Y)